

**神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の人材確保に関する補助金
Q & A**

1 制度に関すること

Q.	補助対象となる人材確保（雇用）について、正規雇用でなければならない等、条件はあるか。
A.	正規職員、非常勤、会計年度任用職員等による区別は想定していません。即応病床の拡大のために必要な人員を確保していただくための雇用に係る費用を補助するものです。
Q.	申請できる医療機関はどこか。
A.	神奈川モデル医療機関（精神・周産期・小児・透析を含む）が対象となります。
Q.	神奈川モデル医療機関でないと、補助を受けられないのか。
A.	県の依頼に基づき新型コロナ患者等の専用病床を確保している医療機関を補助することが目的のため、神奈川モデル医療機関以外は補助の対象外としています。
Q.	有料職業紹介事業者を利用して病院が直接雇用した場合、紹介料と人件費の両方が補助の対象となるのか。
A.	お見込みのとおり、両方が補助対象となります。
Q.	緊急包括支援補助金の対象となっている経費をこちらの補助金の対象経費に申請してもよいか。
A.	緊急包括支援補助金など他の補助事業と重複する経費を、本事業の補助対象として計上することはできません。
Q.	補助金額に上限はあるか。
A.	要綱の別表に記載のとおり、各事業において補助金額の上限を設定しております。なお、雇員人数に制限はありませんが、あくまで予算の範囲内での補助となります。詳細は要綱をご確認ください。
Q.	採用予定があり申請を行ったが、応募が0人だったため採用できなかった。この場合、変更申請等が必要か。
A.	対象期間中に採用ができなかった場合は、判明した時点で第3号様式をご提出いただきますようお願いいたします。
Q.	採用人数が見込みよりも減少してしまったが、その場合、変更申請が必要か。
A.	経費の20%以内の変更の場合は変更申請の必要はございません。事業実績報告書に採用実績人数を明確に分かるよう記載していただき、補助金の額を確定する際（要綱第12条）に減額修正を行います。経費の20%を超える変更となる場合は、変更申請書のご提出をお願いします。（要綱第5条及び第9条）

2 手続きに関すること

Q.	申請の提出期日はいつか。
A.	提出期限は令和3年1月15日（金曜日・消印有効）です。
Q.	「内容や数値の根拠が確認できる資料」がないと補助は受けられないのか。
A.	要した経費の実費相当額が補助対象となるため、原則、確認できる資料のない経費の補助は困難となります。やむを得ない事情により資料が揃わない場合は、個別調整の上で判断いたします。
Q.	対象経費に含まれる案件が多く、様式への記載に手間がかかる。どうすればよいか。
A.	別紙1「事業の内容」や別紙3「算出内訳」等、各項目の内容を別紙（一覧表等）で提出する形でも申請可能です。（その場合、様式には「別紙●●のとおり」等と記入していただく等、書類間の記載内容の繋がりが分かるよう工夫してください。）
Q.	提出期限の令和3年1月15日の時点で採用スケジュールが確定していない場合、申請できないのか。
A.	採用される予定職種、人数、給与見込み等が分かった時点で資料を提供してください。その後、県から申請が可能かご連絡いたします。補助金の申請状況によっては、補助できない可能性がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、本事業の補助は、令和3年3月31日までの雇用に係る人件費や3月31日までに紹介料の支払いがあったものを対象としておりますので、実施のスケジュールについてはご注意ください。

3 対象経費に関すること

Q.	即応病床の拡大のために新たに雇用する医師、看護師の person 費を補助するとあるが、新たに雇用する人を新型コロナウイルス感染症患者等の対応にあたらせなければ、補助対象とならないのか。
A.	雇用中の医師、看護師を新型コロナウイルス感染症患者等の対応要員とし、新たに雇用する医師、看護師をその代替要員とする場合も補助の対象となります。
Q.	看護助手や医師事務作業補助者等については、補助の対象となるのか。
A.	本補助金は、即応病床の拡大のために雇用する医師、看護師を対象とさせていただいており、看護助手、医師事務作業補助者等は補助の対象とならないことにご理解いただきますようお願いいたします。
Q.	令和3年4月に支払う令和2年3月の給与は補助対象となるのか。
A.	補助対象となりますので、令和2年3月31日までの内容を実績報告書に記載のうえご提出ください。
Q.	現在の医療体制（即応病床数）を維持するために、新たに雇用する場合の person 費等についても補助対象となるのか。
A.	お見込みのとおりです。